

(持続化補助金<一般型>交付規程 8月4日改定版から8月24日改定版)の改正内容
新旧対照表

| ページ、項目 | 新 | 旧 |
|-------------------------|--|---|
| P8 附則 | 追加 | |
| P8 別表 (第4条関係) | 「補助上限額」欄：補助上限額 (※※※) 一般型の「補助上限額」欄：50万円 (※) | 補助上限額 (※) 50万円 |
| P8 別表 (第4条関係) の下注意書き | <p>※①特例事業者：100万円。</p> <p>②次のいずれかを満たす小規模事業者：100万円 (特例事業者は150万円)</p> <p>1. 認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者</p> <p>2. 令和2年1月1日以降に法人設立をした事業者、又は開業をした事業者</p> <p>(※※) 特例事業者は100万円。ただし、事業再開枠の補助金額は一般型の補助金額 (交付決定額) を上回ることができない。</p> <p>(※※※) 複数の小規模事業者が連携した共同事業の場合には、1事業者あたりの決定額をそれぞれの補助上限額に連携小規模事業者等の数を乗じた金額とする。ただし、上限を下記のとおりとする。</p> <p>①通常：500万円 (特例事業者は1,000万円)</p> <p>②次のいずれかを満たす小規模事業者：1,000万円 (特例事業者は1,500万円)</p> | <p>(※※) 事業再開枠の補助金額は一般型の補助金額 (交付決定額) を上回ることができない。</p> <p>(※) 複数の小規模事業者が連携した共同事業の場合には、1事業者あたりの決定額の上限を100万円 (第9条第1項ただし書に該当する場合は150万円) に連携小規模事業者の数を乗じた金額とする。ただし1,000万円を上限とする。</p> |

| | | |
|---------------------|---|---|
| | <p>1. 認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者</p> <p>2. 令和2年1月1日以降に法人設立をした事業者、又は開業をした事業者</p> | |
| P9 | 特例事業者の表を追加 | |
| 様式第2 3. | <p>補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「<u>交付すべき補助金の額</u>」が確定したときに認められた<u>補助対象経費の額の2/3</u>（2/3の補助率に加え、<u>事業再開枠が認められた場合には、定額を加えた額</u>）または<u>配分された</u>（以下略）</p> | <p>補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「<u>交付すべき補助金の額</u>」が確定したときに認められた<u>補助対象経費の額の2/3</u>もしくは<u>定額、または配分された</u>（以下略）</p> |
| 様式4 別紙1 補助金額欄 | (a) | (c) |
| 様式4 別紙2 合計欄 | (b) | (d) |
| 様式4 別紙2 チェック① | $(a) \geq (b)$ | $(c) \geq (d)$ |
| 様式4 別紙2 チェック② | (b) | (d) |
| 様式4 別紙3 合計(2) 合計 | (特例事業者は1,000,000円)を追記 | |
| 様式4 別紙3 (3) | (3) (合計補助金額(1) + (2)) 欄追加 | |
| 様式4 別紙3 | (3)が1,000,000円以下(特例事業者は1,500,000 | |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| チェック① | 円以下) ※2 はい・いいえ※3 欄追加 | |
| 様式4 別紙3 チェック② | チェック② | チェック① |
| 様式4 別紙3 | ※2:認定市区町村による特定創業支援等事業の支援を受けた、あるいは令和2年1月1日以降に法人設立をした事業者、又は開業をした事業者は1,500,000円以下(特例事業者は2,000,000円以下)。 | |
| 様式4 別紙3 | ※3:チェック①・②で「いいえ」となった場合は、申請できません。 | ※2:チェック①で「いいえ」となった場合は、申請できません。 |
| 様式第8 (5) | ・支出内訳書(別紙5) | ・支出内訳書(別紙2) |
| 様式第8 (別紙5) | ① \leq ② \times 1/2 かつ①が申請・交付決定時の計上額の範囲内 → はい・いいえ※いいえの場合は実績報告ができません。 | ① \leq ② \times 1/2 かつ①が申請・交付決定時の計上額の範囲内 → はい・いいえ |
| 様式第8 (別紙6) 【記載注意事項】(3) | (3)「補助事業対象経費(B)」とは、別紙5の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計(上記1.～13.)」をいう。 | (3)「補助事業対象経費(B)」とは、別紙5の支出内訳書に記載の「補助対象経費合計」をいう。 |